

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居者の所得基準等) 第3条 条例第4条第1項第1号及び第2号の規則で定める基準は <u>200,000円以上601,000円以下</u> であることとし、同項第3号の規則で定める基準は <u>601,000円以下</u> であること（ <u>200,000円</u> に満たないときは、所得の上昇が見込まれること。）とする。 2 [略]	(入居者の所得基準等) 第3条 条例第4条第1項第1号及び第2号の規則で定める基準は <u>158,000円以上487,000円以下</u> であることとし、同項第3号の規則で定める基準は <u>487,000円以下</u> であること（ <u>158,000円</u> に満たないときは、所得の上昇が見込まれること。）とする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前にされた県営特定公共賃貸住宅の入居者の公募について、同日以後に入居予定者の決定を行う場合の当該入居予定者に係る所得基準は、この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。